



平成19年12月25日

バス事業者に対する行政処分について

処分に関する 問い合わせ先	自動車運送事業安全監理室 担当 緒方、富田 電話 092-472-2529
運行・許可（認 可）に関する問 い合わせ先	自動車交通部 旅客第一課 担当 犬淵、井野 電話 092-472-2521

一般貸切旅客自動車運送事業者である南国交通観光株式会社のバスが南国交通株式会社と運行契約がある高速バス大阪線を運行中に平成19年8月16日20時45分頃、人吉市七地町の九州自動車道上り線で単独事故を起こして追い越し車線に停車中の乗用車に衝突し、死者2名、重傷者1名、軽傷者8名を発生させた事故を端緒として監査を実施したところ、点呼の実施一部不適切等の違反が判明したため、下記一のとおり、道路運送法（以下「法」という。）第40条の規定に基づき、輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ70日間行うことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

また、一般乗合旅客自動車運送事業者である南国交通株式会社に対して、平成19年8月16日の大阪便6便中2便を一般貸切旅客運送事業者である「南国交通観光株式会社」に運送を依頼する等、事業計画に定める業務の確保違反等が判明したため、下記二のとおり、一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に基づき警告書を発出しましたので合わせてお知らせします。

記

一 南国交通観光株式会社

1. 行政処分又は命令の年月日
平成19年12月25日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
 - ・事業者の名称： 南国交通観光株式会社
 - ・主たる事務所の位置： 鹿児島県鹿児島市照国町12番地15号
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
 - ・営業所の名称： 本社営業所
 - ・営業所の位置： 鹿児島県鹿児島市照国町13番地20号

4. 行政処分又は命令の内容等

(1) 行政処分の内容

鹿児島営業所の輸送施設(事業用自動車)の使用停止70日車

(注)日車 = 停止日数 × 停止車両数

(2) 処分期間

平成19年12月27日から平成20年1月6日まで(11日間 × 5両)

平成19年12月27日から平成20年1月10日まで(15日間 × 1両)

5. 違反行為及び違反条項

泊まりの際の電話点呼を一部行っていなかった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項~2項)

点呼の記録及び保存が一部不適切であった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)

ツアー関係についての運行指示書を一部保存していなかった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)

乗務員台帳の記載事項等に不備があった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

南国交通株式会社の運転者を交代運転者として乗務させた。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び九州運輸局管轄区域に係る累積違反点数

違反点数 7点

累積違反点数 7点

二 南国交通株式会社

1. 警告書の発出年月日

平成19年12月25日

2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

・事業者の名称： 南国交通株式会社

・主たる事務所の位置： 鹿児島県鹿児島市中央町11番地5号

3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置

・営業所の名称： 鹿児島営業所

・営業所の位置： 鹿児島県鹿児島市真砂本町51番地22号

4. 行政処分等の内容

九州運輸局長の文書警告



5. 違反行為及び違反条項

自己が経営する一般乗合旅客自動車運送事業の中で、旅客の引き受けを行い、自社の事業計画及び運行計画に定めるところに従い、旅客を運送する責務があるにもかかわらず、一般貸切旅客運送事業者である「南国交通観光(株)」に運送を依頼し、旅客を運送させた。

(法第16条第1項)

点呼の記録の記載事項に不備があった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)

乗務員台帳の記載事項等に不備があった。

(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

6. 当該行政処分等により当該営業所に付された違反点数及び九州運輸局管轄区域に係る累積違反点数

違反点数 0点

累積違反点数 0点